

新潟県条例第44号

県から市への事務の移譲に伴う関係条例の整備に関する条例

(新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第1条 新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成12年新潟県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の細目の項及び号の表示に下線が引かれた別表の細目の項及び号(以下この条において「移動別表細目項等」という。)に対応する次の表の改正後の欄中別表の細目の項及び号の表示に下線が引かれた別表の細目の項及び号(以下この条において「移動後別表細目項等」という。)が存在する場合には当該移動別表細目項等を当該移動後別表細目項等とし、移動別表細目項等に対応する移動後別表細目項等が存在しない場合には当該移動別表細目項等(以下この条において「削除別表細目項等」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の項及び号の表示並びに削除別表細目項等を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(別表の細目の項の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後		改正前	
別表(第2条関係)		別表(第2条関係)	
(1)・(2) (略)		(1)・(2) (略)	
(3) 県民生活・環境部関係		(3) 県民生活・環境部関係	
事務	市町村	事務	市町村
(略)		(略)	
7 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。)及び新潟県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年新潟県条例第42号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)	長岡市、三条市、柏崎市、 <u>新発田市</u> 、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、燕市、佐渡市及び南魚沼市	7 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号。以下この項において「法」という。)及び新潟県特定非営利活動促進法施行条例(平成10年新潟県条例第42号)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものを除く。)	長岡市、三条市、柏崎市、小千谷市、加茂市、十日町市、見附市、燕市、佐渡市及び南魚沼市
(略)		(略)	
10 自然公園法(昭和32年法律第161号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(国定公園及び自然公園法施行令(昭和32年政令第298号)附則第3項に規定する指定区域(以下この項において「指定区域」という。)に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。)	国定公園に指定された地域又は指定区域である地域を管轄する市町	10 自然公園法(昭和32年法律第161号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(国定公園及び自然公園法施行令(昭和32年政令第298号)附則第3項に規定する指定区域(以下この項において「指定区域」という。)に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。)	国定公園に指定された地域又は指定区域である地域を管轄する市町
(1)~(34) (略)		(1)~(34) (略)	

	村（新潟市、三条市、柏崎市、十日町市、糸魚川市、妙高市、上越市、佐渡市、胎内市、湯沢町及び関川村を除く。）		村（三条市、柏崎市、十日町市、糸魚川市、妙高市、上越市、佐渡市、胎内市、湯沢町及び関川村を除く。）
(略)		(略)	
12 自然公園法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（国定公園に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(65) (略)	新潟市、三条市、柏崎市、上越市及び佐渡市	12 自然公園法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（国定公園に係るものに限り、2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(65) (略)	三条市、柏崎市、上越市及び佐渡市
(略)		(略)	
22 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(5) (略)	各市町村（新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、見附市、村上市、五泉市、阿賀野市、佐渡市、阿賀町及び湯沢町を除く。）	22 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(5) (略)	各市町村（新潟市、長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、阿賀野市、佐渡市、阿賀町及び湯沢町を除く。）

23 浄化槽法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(20) (略)	長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、見附市、村上市、五泉市、阿賀野市、佐渡市、阿賀町及び湯沢町
--	--

23 浄化槽法（以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(20) (略)	長岡市、三条市、柏崎市、十日町市、阿賀野市、佐渡市、阿賀町及び湯沢町
--	------------------------------------

(4) 防災局関係

事 務	市町村
1 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(煙火の消費に係るものに限る。) (1)～(11) (略)	長岡市、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、聖籠町、弥彦村及び津南町
2 火薬類取締法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(61) (略)	新潟市、三条市、 <u>柏崎市</u> 、見

(4) 防災局関係

事 務	市町村
1 火薬類取締法(昭和25年法律第149号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(煙火の消費に係るものに限る。) (1)～(11) (略)	長岡市、 <u>柏崎市</u> 、新発田市、小千谷市、加茂市、十日町市、村上市、燕市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、佐渡市、魚沼市、聖籠町、弥彦村及び津南町
2 火薬類取締法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(61) (略)	新潟市、三条市、見附市、阿

	附市、阿賀野市及び胎内市
(略)	
6 武器等製造法(昭和28年法律第145号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(17) (略)	三 条 市、柏 崎 市 及 び 胎 内 市
(略)	
(5) 福祉保健部関係	
事 務	市町村
(略)	
1 の 5 社会福祉法 (以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (法第2条第3項第4号に規定する老人福祉センターを経営する事業に係るものに限る。) (1)～(3) (略) (4) 法第72条第1項の規定による制限及び命令 (5) 法第72条第2項の規定による制限及び命令 (6) (略)	見 附 市、村 上 市 及 び 五 泉 市
(略)	
2 介護保険法 (以下この項において「法」という。)並びに新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例 (平成24年新潟県条例第65号)、 <u>新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例 (平成24年新潟県条例第62号)</u> 及び <u>新潟県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例 (平成25年新潟県条例第47号)</u> に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(44) (略)	(略)
3 (略)	(略)
3 の 2 理容師法(昭和22年法律第234号。以下この項において「法」という。)及び新潟県理容師法施行条例 (平成11年新潟県条例第54号。以下この項において「条例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの	三 条 市

	賀野市及び胎内市
(略)	
6 武器等製造法(昭和28年法律第145号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(17) (略)	三 条 市 及 び 胎 内 市
(略)	
(5) 福祉保健部関係	
事 務	市町村
(略)	
1 の 5 社会福祉法 (以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの (法第2条第3項第4号に規定する老人福祉センターを経営する事業に係るものに限る。) (1)～(3) (略) (4) 法第72条第1項の規定による制限、命令及び許可の取消し (5) 法第72条第2項の規定による制限、命令及び許可の取消し (6) (略)	五 泉 市
(略)	
2 介護保険法 (以下この項において「法」という。)並びに新潟県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例 (平成24年新潟県条例第65号) <u>及び新潟県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等に関する基準を定める条例 (平成24年新潟県条例第62号)</u> に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(44) (略)	(略)
3 (略)	(略)

<ul style="list-style-type: none"> (1) 法第11条第1項の規定による開設の届出の受理 (2) 法第11条第2項の規定による変更又は廃止の届出の受理 (3) 法第11条の2の規定による検査及び確認 (4) 法第11条の3第2項の規定による地位の承継の届出の受理 (5) 法第13条第1項の規定による立入検査 (6) 法第14条の規定による命令 (7) 条例第4条第2項の規定による出張して業を行う場合の届出の受理 (8) 条例第4条第3項の規定による出張業務携帯票の交付 (9) 条例第4条第5項の規定による出張業務携帯票の紛失等の届出の受理及び再交付 (10) 条例第4条第6項の規定による変更の届出の受理 (11) 条例第4条第7項の規定による出張業務携帯票の書換え (12) 条例第4条第8項の規定による廃止等の届出の受理 (13) 条例第6条の規定による停止又は再開の届出の受理 			
4 (略)	(略)	4 (略)	(略)
<p>4の2 興行場法(昭和23年法律第137号。以下この項において「法」という。)、新潟県興行場の設置場所及び構造設備並びに衛生措置の基準等に関する条例(昭和59年新潟県条例第46号)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第2条第1項の規定による興行場営業の許可 (2) 法第2条の2第2項の規定による地位の承継の届出の受理 (3) 法第5条第1項の規定による報告の徴収及び立入検査 (4) 法第6条の規定による許可の取消し又は命令 (5) 前各号に掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの 	三条市		
5 (略)	(略)	5 (略)	(略)
5の2 美容師法(昭和32年法律第163号。以下この項において「法」とい	三条市		

<p>う。)及び新潟県美容師法施行条例(平成11年新潟県条例第57号。以下この項において「条例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1) 法第11条第1項の規定による開設の届出の受理</p> <p>(2) 法第11条第2項の規定による変更又は廃止の届出の受理</p> <p>(3) 法第12条の規定による検査及び確認</p> <p>(4) 法第12条の2第2項の規定による地位の承継の届出の受理</p> <p>(5) 法第14条第1項の規定による立入検査</p> <p>(6) 法第15条の規定による命令</p> <p>(7) 条例第4条第2項の規定による出張して業を行う場合の届出の受理</p> <p>(8) 条例第4条第3項の規定による出張業務携帯票の交付</p> <p>(9) 条例第4条第5項の規定による出張業務携帯票の紛失等の届出の受理及び再交付</p> <p>(10) 条例第4条第6項の規定による変更の届出の受理</p> <p>(11) 条例第4条第7項の規定による出張業務携帯票の書換え</p> <p>(12) 条例第4条第8項の規定による廃止等の届出の受理</p> <p>(13) 条例第6条の規定による停止又は再開の届出の受理</p>			
(略)		(略)	
<p>12 社会福祉法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(法第2条第3項第2号に規定する放課後児童健全育成事業に係るものに限る。)</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、<u>上越市</u>、魚沼市、南魚沼市及び聖籠町</p>	<p>12 社会福祉法(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(法第2条第3項第2号に規定する放課後児童健全育成事業に係るものに限る。)</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、魚沼市、南魚沼市及び聖籠町</p>
(略)		(略)	
(6) 産業労働観光部関係		(6) 産業労働観光部関係	

事 務	市町村
1 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）並びに企業組合に係るものに限る。） (1)～(39) (略)	三 条市、加茂市、見 附市、 <u>妙高市</u> 及び佐渡市
(略)	
2 商工会議所法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(4) (略)	長岡市
3 商工会議所法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(11) (略)	<u>新 潟市</u> 、 <u>三 条市</u> 、 <u>柏 崎市</u> 、 <u>加 茂市</u> 、 <u>十日町市</u> 、 <u>村 上市</u> 及び <u>妙高市</u>
3の2 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する協業組合並びに2以上の市町村の区域に係る事業協同組合及び事業協同小組合に係るものを除く。） (1)～(22) (略)	三 条市、加茂市、見 附市、 <u>妙高市</u> 及び佐渡市
(略)	
6 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(26) (略)	三 条市、 <u>見 附市</u> 及び佐渡市
6の2 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第37条第2項の規定による変更の届出の受理	三 条市、 <u>見 附市</u> 及び佐渡市

事 務	市町村
1 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（事業協同組合、事業協同小組合及び協同組合連合会（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）並びに企業組合に係るものに限る。） (1)～(39) (略)	三 条市、加茂市、見附市及び佐渡市
(略)	
2 商工会議所法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(4) (略)	<u>新 潟市</u> 、 <u>長岡市</u> 、 <u>村上市</u> 及び <u>妙高市</u>
3 商工会議所法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。） (1)～(11) (略)	三 条市、 <u>柏崎市</u> 、 <u>加茂市</u> 及び <u>十日町市</u>
3の2 中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域内に事務所を設置する協業組合並びに2以上の市町村の区域に係る事業協同組合及び事業協同小組合に係るものを除く。） (1)～(22) (略) <u>(23) 法第101条の2第2項の規定による命令、認可又は承認をしたときの通知</u>	三 条市、加茂市、見附市及び佐渡市
(略)	
6 大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(26) (略)	三 条市及び佐渡市
6の2 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第37条第2項の規定による変更の届出の受理	三 条市及び佐渡市

	市
(略)	
(7) 農林水産部関係	
事 務	市町村
(略)	
3 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。) (1)～(6) (略)	新 潟 市、長 岡市、 三 条 市、柏 崎市、 新発田 市、十 日 町 市、見 附市、 村 上 市、燕 市、糸 魚 川 市、 <u>妙 高市</u> 、 五 泉 市、上 越市、 阿賀野 市、佐 渡市、 胎 内 市、聖 籠町、 弥 彦 村、出 雲 崎 町、湯 沢町、 津南町 及び刈 羽村
(略)	
10 (略)	(略)
11 分収林特別措置法(昭和33年法律第57号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。) (1) 法第3条の規定による契約の締結のあっせん (2) 法第5条第1項の規定による募集等の届出の受理	三 条 市、十 日 町 市、見 附市及 び妙高 市

(略)	
(7) 農林水産部関係	
事 務	市町村
(略)	
3 農業振興地域の整備に関する法律 (昭和44年法律第58号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(2以上の市町村の区域に係るものを除く。) (1)～(6) (略)	新 潟 市、長 岡市、 三 条 市、柏 崎市、 新発田 市、十 日 町 市、見 附市、 村 上 市、燕 市、糸 魚 川 市、五 泉市、 上 越 市、阿 賀 野 市、佐 渡市、 胎 内 市、聖 籠町、 弥 彦 村、出 雲 崎 町、湯 沢町、 津南町 及び刈 羽村
(略)	
10 (略)	(略)

<ul style="list-style-type: none"> (3) 法第5条第2項の規定による変更の届出の受理 (4) 法第6条第1項の規定による勧告 (5) 法第6条第2項の規定による公表 (6) 法第7条第2項の規定による勧告 (7) 法第7条第3項において準用する法第6条第2項の規定による公表 (8) 法第8条の規定による報告の徴収 			
<p>12 (略)</p>	<p>(略)</p>	<p>11 (略)</p>	<p>(略)</p>
<p>13 森林組合法（昭和53年法律第36号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 法第98条の6の規定による一時理事の職務を行うべき者の選任 (2) 法第99条の9第3項の規定による意見の陳述及び調査 (3) 法第99条の9第4項の規定による意見の陳述 (4) 法第99条の10の規定による清算結了の届出の受理 (5) 法第100条第2項において準用する法第61条第2項の規定による定款の変更の認可 (6) 法第100条第2項において準用する法第61条第4項の規定による定款の変更の届出の受理 (7) 法第100条第3項において準用する法第78条第1項の規定による設立の認可 (8) 法第100条第3項において準用する法第78条第2項（法第100条第2項において準用する法第61条第3項並びに法第100条第4項において準用する法第83条第3項及び法第84条第3項において準用する場合を含む。）の規定による報告書の要求 (9) 法第100条第3項において準用する法第80条第1項（法第100条第2項において準用する法第61条第3項並びに法第100条第4項において準用する法第83条第3項及 	<p>三 条 市、十 日 町 市、見 附市及 び妙高 市</p>		

<p>び法第84条第3項において準用する場合を含む。)の規定による通知</p> <p>(10) 法第100条第4項において準用する法第83条第2項の規定による解散の認可</p> <p>(11) 法第100条第4項において準用する法第83条第5項の規定による解散の届出の受理</p> <p>(12) 法第100条第4項において準用する法第84条第2項の規定による合併の認可</p> <p>(13) 法第110条第1項の規定による報告又は資料の徴収（生産森林組合に係るものに限る。次号から第19号までにおいて同じ。）</p> <p>(14) 法第111条第1項、第2項及び第4項の規定による検査</p> <p>(15) 法第113条の規定による命令</p> <p>(16) 法第114条の規定による解散の命令</p> <p>(17) 法第114条の2第1項の規定による解散の命令に係る官報への掲載</p> <p>(18) 法第115条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定による総会の議決等の取消し</p> <p>(19) 法第117条の規定による助言、指導等</p> <p>(20) 前各号に掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>											
<p>14 森林法（昭和26年法律第249号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>三 条 市、<u>見 附市、</u><u>妙高市</u>及び佐渡市</p>	<p>12 森林法（昭和26年法律第249号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの（2以上の市町村の区域に係るものを除く。）</p> <p>(1)～(6) (略)</p>	<p>三条市及び佐渡市</p>								
(8) 農地部関係		(8) 農地部関係									
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	(略)			<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	(略)		
事 務	市町村										
(略)											
事 務	市町村										
(略)											
<p>2 農地法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(13) (略)</p>	<p>長 岡 市、三 条 市、柏 崎 市、十 日 町 市、見 附 市、</p>	<p>2 農地法（以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(13) (略)</p>	<p>長 岡 市、三 条 市、柏 崎 市、十 日 町 市、見 附 市、</p>								

	燕市、糸魚川市、 <u>妙高市</u> 、五泉市、 <u>上越市</u> 、阿賀野市、弥彦村、出雲崎町、津南町、刈羽村及び関川村		燕市、糸魚川市、五泉市、阿賀野市、弥彦村、出雲崎町、津南町、刈羽村及び関川村
(略)		(略)	
(9) 土木部関係		(9) 土木部関係	
事 務	市町村	事 務	市町村
(略)		(略)	
5の2 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(27) (略)	三 条 市、加茂市、十日町市、 <u>見附市</u> 、佐渡市及び湯沢町	5の2 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(27) (略)	三 条 市、加茂市、十日町市、佐渡市及び湯沢町
(略)		(略)	
18 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第17条第1項の規定による計画の認定の申請に係る書類の受理及び県への送付 (2) 法第18条第1項の規定による計画変更の認定の申請に係る書類の受理及び県への送付	(略)	18 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第8条第1項の規定による計画の認定の申請に係る書類の受理及び県への送付 (2) 法第9条第1項の規定による計画変更の認定の申請に係る書類の受理及び県への送付	(略)

(新潟県屋外広告物条例の一部改正)

第2条 新潟県屋外広告物条例（平成7年新潟県条例第65号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前
(事務処理の特例) 第37条の3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。	(事務処理の特例) 第37条の3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。

事 務	市町村	事 務	市町村
(略)		(略)	
2 法並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(29) (略)	三 条 市、 <u>見 附市</u> 、 <u>佐 渡 市</u> 、 <u>湯 沢 町</u> 及 び <u>刈 羽 村</u>	2 法並びにこの条例及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(29) (略)	三 条 市、 <u>佐 渡 市</u> 、 <u>湯 沢 町</u> 及 び <u>刈 羽 村</u>
(略)		(略)	

(新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例の一部改正)

第3条 新潟県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行条例（平成12年新潟県条例第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前								
(事務処理の特例) 第11条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。	(事務処理の特例) 第11条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、法、この条例並びに法及びこの条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村が処理することとする。								
<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務 (1)～(16) (略)</td> <td>長 岡 市、三 条 市、<u>柏 崎 市</u>、<u>新 発 田 市</u>、<u>小 千 谷 市</u>、<u>加 茂 市</u>、<u>十 日 町 市</u>、<u>見 附 市</u>、<u>村 上 市</u>、<u>糸 魚 川 市</u>、<u>妙 高 市</u>、<u>五 泉 市</u>、<u>上 越 市</u>、<u>佐 渡 市</u>、<u>魚 沼 市</u>、<u>南 魚 沼</u></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務 (1)～(16) (略)	長 岡 市、三 条 市、 <u>柏 崎 市</u> 、 <u>新 発 田 市</u> 、 <u>小 千 谷 市</u> 、 <u>加 茂 市</u> 、 <u>十 日 町 市</u> 、 <u>見 附 市</u> 、 <u>村 上 市</u> 、 <u>糸 魚 川 市</u> 、 <u>妙 高 市</u> 、 <u>五 泉 市</u> 、 <u>上 越 市</u> 、 <u>佐 渡 市</u> 、 <u>魚 沼 市</u> 、 <u>南 魚 沼</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事 務</th> <th>市町村</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務 (1)～(16) (略)</td> <td>長 岡 市、三 条 市、<u>柏 崎 市</u>、<u>小 千 谷 市</u>、<u>加 茂 市</u>、<u>十 日 町 市</u>、<u>見 附 市</u>、<u>村 上 市</u>、<u>糸 魚 川 市</u>、<u>五 泉 市</u>、<u>上 越 市</u>、<u>佐 渡 市</u>、<u>魚 沼 市</u>、<u>南 魚 沼 市</u>、<u>聖 籠 町</u>、<u>湯 沢</u></td> </tr> </tbody> </table>	事 務	市町村	精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務 (1)～(16) (略)	長 岡 市、三 条 市、 <u>柏 崎 市</u> 、 <u>小 千 谷 市</u> 、 <u>加 茂 市</u> 、 <u>十 日 町 市</u> 、 <u>見 附 市</u> 、 <u>村 上 市</u> 、 <u>糸 魚 川 市</u> 、 <u>五 泉 市</u> 、 <u>上 越 市</u> 、 <u>佐 渡 市</u> 、 <u>魚 沼 市</u> 、 <u>南 魚 沼 市</u> 、 <u>聖 籠 町</u> 、 <u>湯 沢</u>
事 務	市町村								
精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務 (1)～(16) (略)	長 岡 市、三 条 市、 <u>柏 崎 市</u> 、 <u>新 発 田 市</u> 、 <u>小 千 谷 市</u> 、 <u>加 茂 市</u> 、 <u>十 日 町 市</u> 、 <u>見 附 市</u> 、 <u>村 上 市</u> 、 <u>糸 魚 川 市</u> 、 <u>妙 高 市</u> 、 <u>五 泉 市</u> 、 <u>上 越 市</u> 、 <u>佐 渡 市</u> 、 <u>魚 沼 市</u> 、 <u>南 魚 沼</u>								
事 務	市町村								
精神障害者保健福祉手帳に係る次に掲げる事務 (1)～(16) (略)	長 岡 市、三 条 市、 <u>柏 崎 市</u> 、 <u>小 千 谷 市</u> 、 <u>加 茂 市</u> 、 <u>十 日 町 市</u> 、 <u>見 附 市</u> 、 <u>村 上 市</u> 、 <u>糸 魚 川 市</u> 、 <u>五 泉 市</u> 、 <u>上 越 市</u> 、 <u>佐 渡 市</u> 、 <u>魚 沼 市</u> 、 <u>南 魚 沼 市</u> 、 <u>聖 籠 町</u> 、 <u>湯 沢</u>								

	市、聖籠町、湯沢町、津南町、関川村及び粟島浦村
	町、津南町、関川村及び粟島浦村

(新潟県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第4条 新潟県教育委員会の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年新潟県条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項を次の表の改正後の欄中別表の項の表示に下線が引かれた別表の項とする。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事 務	市町村	事 務	市町村
(略)		(略)	
3 (略)	(略)	3 (略)	(略)
4 博物館法（昭和26年法律第285号。以下この項において「法」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第10条の規定による博物館の登録 (2) 法第12条の規定による通知 (3) 法第13条第1項の規定による変更の届出の受理 (4) 法第13条第2項の規定による変更登録 (5) 法第14条第1項の規定による登録の取消し (6) 法第14条第2項の規定による通知 (7) 法第15条第1項の規定による廃止の届出の受理 (8) 法第15条第2項の規定による登録の抹消 (9) 法第27条第1項の規定による報告の徴収 (10) 法第27条第2項の規定による指導又は助言 (11) 法第29条の規定による指定 (12) 博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号。以下この項において「省令」という。）第21条の規定による報告の受理 (13) 省令第23条の規定による報告の徴収	新潟市		

(14) 省令第24条の規定による指定の取消し			
<u>5</u> (略)	(略)	<u>4</u> (略)	(略)

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第1条中新潟県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例別表第9号の表18の項の改正は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日前に理容師法（昭和22年法律第234号）、興行場法（昭和23年法律第137号）、屋外広告物法（昭和24年法律第189号）、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）、火薬類取締法（昭和25年法律第149号）、社会福祉法（昭和26年法律第45号）、武器等製造法（昭和28年法律第145号）、自然公園法（昭和32年法律第161号）、美容師法（昭和32年法律第163号）、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）及び中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）並びに新潟県屋外広告物条例、新潟県理容師法施行条例（平成11年新潟県条例第54号）及び新潟県美容師法施行条例（平成11年新潟県条例第57号）の規定により知事に対してなされた申請その他の行為に係る事務の処理については、なお従前の例による。